

奈良県経営革新計画評価等委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年八月二十日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県規則第十五号

奈良県経営革新計画評価等委員会規則の一部を改正する規則

奈良県経営革新計画評価等委員会規則（平成二十六年三月奈良県規則第八十八号）の一部を次のように改正する。

- 第七条中「産業・観光・雇用振興部産業政策課において」を「次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める課及びセンターが」に改め、同条に次の各号を加える。
- 一 次号に掲げる事務以外の事務 産業・観光・雇用振興部産業政策課
  - 二 海外展開リーダーディングカンパニー表彰の選考に関する事項についての審議に関する事務 産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。